

神奈川教区における「ハラスメントの防止等」に関する規則

2018年2月24日制定

(目的)

第1条 この規則は、神奈川教区（以下、「教区」という。）におけるハラスメントの防止および排除のための規則であり、教区に属する教会・伝道所および諸組織が、そのための相応しい環境を形成することを目的とし、教区が申立人・被申立人等の当事者に対し、助言、勧告、調停等の教会的機能を行うために定める

(定義)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、他者に対する発言・行為等が本人の意図に関係なく相手に不快を与えたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威等を与え、しかもそれが継続的になされることを指す。以下に主なものを上げるが、これに限るものではない。

- ① セクシュアル・ハラスメントとは、本人が意図する、しないに関わらず、相手が不快に思い、自分の尊厳を傷つけられたと感じるような、性的な発言・行為等を指す。
- ② ジェンダー・ハラスメントとは、相手が不快に思うような、性差に関する固定観念や差別意識に基づく発言・行為等を指す。
- ③ パワー・ハラスメントとは、教会内等の職務上や人間関係などの優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える発言・行為等を指す。
- ④ モラル・ハラスメントとは、何等かの価値観を押しつけることによって、人格や尊厳を傷つける発言・行為等を指す。

(ハラスメント防止委員会)

第3条 教区内においてなされたハラスメントに対して相談・苦情等を担当するハラスメント防止委員会を設置する。委員会については別途定める。

(対応の流れ)

第4条 教区が前条の委員会が設置した窓口において相談・苦情の申立を受けた時には、窓口担当は必要に応じて事情を聴くことが出来る。そしてその結果を、教区総会議長に報告する。

2 教区総会議長は、窓口担当から報告を受け、必要に応じて申立人および被申立人から事情を聴き、教区総会副議長、教区総会書記、教区宣教部委員長と合議のうえ、申立があったこと、および助言・勧告・調停等の必要について、常置委員会に報告する。

3 事情を聞くに際しては、関係者のプライバシーや名誉その他の人格を尊重し、配慮しなければならない。

4 教区総会議長は、必要と認めたとすれば、教区総会副議長、教区総会書記、および教区宣教部委員長と合議の上、実情調査のために調査チームを設置することが出来る。その際、

教区総会議長は、調査チームとそれに関する予算の承認を、速やかに教区常置委員会から受けなければならない。

5 調査チームは、申立人および被申立人の権利を守るために、双方と利害関係のない第三者から選任しなければならないが、必要に応じて、専門家(弁護士等)をメンバーとして加えるか、助言者として関与させることが出来る。

6 調査チームは、教区常置委員会の承認後、速やかに調査を開始し、それを教区総会議長に報告する。教区総会議長は調査の開始を申立人および被申立人に通知しなければならない。

(実情調査手続)

第5条 調査チームは、申立人の主張を聞き、被申立人に弁明の機会を与えなければならない。

2 その際、申立人および被申立人は、弁護士等の補佐人を伴うことが出来る。

3 調査チームは、申立人および被申立人の申し出に基づき、証人の証言を聴くことが出来る。

4 調査チームは、必要に応じて、助言者として選任した専門家(弁護士等)を調査に関わらせることが出来る。

5 調査チームは結成後、3か月を目処に調査を終了し、速やかにハラスメント行為の有無について知り得た結論を含む報告書を教区総会議長に提出する。

6 教区総会議長は、必要と認める時には、調査チームおよび教区総会副議長、教区総会書記、教区宣教部委員長の承認のもとに、報告書の内容を、教区総会における議長報告に公表することが出来るが、その際には、第5条7項について、十分配慮しなければならない。

7 教区総会議長、教区総会副議長、教区総会書記、教区宣教部委員長、ならびに調査チームのメンバーおよび助言者は、申立の処理の過程において知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(実情調査終了後の手続)

第6条 教区総会議長は、調査チームからの報告書が提出された後、速やかに教区常置委員会にそれを報告しなければならない。教区常置委員会はその報告を受け、第1条に記載された目的を遂行するために助言・勧告・調停等の措置を判断する。その際、教区総会議長は陪席者を退出させなければならない。

(補則)

第7条 この規則は、教区常置委員会の議を経て、教区総会の承認を得て変更することが出来る。

(付則)

この規則は、教区総会が議決した日(2018年2月24日)から施行する。